

私の

育休報告

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の出生日から2年内に申請することにより、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。



No.

65

日々の工夫と仲間の協力により業務と育児を両立

女性会員（61期）

私は、2024年初めに第二子を出産し、3か月半ほどの産休・育休後に業務に復帰しました。出産前から関与していた業務の一部が産休・育休中にも生じましたが、ベビーシッターを手配したり、子どもが寝ている間に少しづつ作業を進める形で対応しました。

復帰後は、在宅勤務も平均して週2回程度併用し、Outlookのカレンダー上で夕方17時半から21時くらいまでは対応ができないことを事務所メンバーにも共有して業務を行っています（裁判期日を休まざるを得ないこともあります）。訴訟対応は基本的に複数人チームであるためなんとかなっており、事務所の制度や規模に非常に助かれています。子どもが2人になると、どちらかが病気をもらってきて家庭内感染することも頻発するようになったため、ベビーシッター会社複数社の登録は欠かせません。海外クライアントの案件も多いため、子どもたちが寝付いた後や早朝にオンライン会議をしたり、書面のドラフトやレビューを行ったりすることも多くあります。

食事は、ベビーフードやお惣菜の宅配サービスを活用し、最近は自動調理鍋（ホットクック）も導入して、できる限りの時短を目指し、少しでも子どもと向き合う時間を増やすようにしています。

No.

66

今しかない育児を楽しむために

横山 晴香（73期）

初めての子育ては想像していた以上に、精神的にも体力的にも負担が大きいものでした。子どもが生まれて間もない頃は、頻繁な授乳やおむつ替えで2時間もまとまって眠ることもできませんでした。子どもが泣いていても原因が分からず、途方に暮れた夜が数えきれないほどありました。

このように書いていると育児がとてもつらいと嘆いているように見えますが、そのつらさを優に超える愛おしさ、楽しさを育児を通じて実感しています。しかし、私がこのように感じることができているのは、一人で育児をしているのではなく周囲の人や便利なモノにたくさん頼っているからです。

特に、家事を楽にする食器洗い乾燥機や、ドラム式洗濯乾燥機、子どもが小さいうちはベビーモニターも大活躍でした。また、全国のママやパパのコミュニティアプリに登録し、深夜などつらい時に見ることで、同じ悩みの人・同じように頑張っている人がたくさんいることにも励されました。

弁護士として活躍されている先生方には「全力で頑張ること」が当たり前だと感じいらっしゃる方が多いかと思います。しかし、人間少し余裕があるくらいの方が優しくなれますし子どもに対してもあたたかい感情を持つことができると思います。子育て中の先生には、どんどん周囲に頼って便利グッズも積極的に導入し、今しかない育児を前向きに楽しんほしいです。

NF

※研修や会務のために保育サービスを利用した場合、当会及び日弁連の保育サービス費用補助制度があります。
当会会員サイトの「保育サービス費用補助」にてご確認ください。

「早期独立・産休育休明け
弁護士等に関する
経済的支援制度」の案内

産休・育休で弁護士登録を取り消し、その後業務に復帰・再登録し法律事務所を開設した方など、一定の要件を満たした会員に対して、支援金を支給する制度を設けています。登録を取り消さず産休育休期間の一般会費免除を受けた方も利用できます。詳細は、会員サービスサイトの「届出・手続き各種証明等」のページをご覧ください。